

平成30年度 天龍村社会福祉協議会事業計画

☆ 基本理念

信州最南端に位置した天龍村の福祉を総合的に担う組織として、地域に密着した温もりのあるサービスを実践し、信頼と安全性をより高めるために職員一丸となり福祉事業の推進に貢献する。

＜運営方針＞

超高齢化と人口減少が同時進行する中、国の方針は、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護者となっても、住み慣れた地域で、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に受けられる「地域包括ケアシステム」の実現に向けて、更に進化を進めていく方向で動いております。

その中で、今後ますます増大するであろう介護給付費の抑制と介護度の重度化を防止するための予防・健康管理、高齢者の自立支援において、公的な介護サービスに出来るだけ頼らず、ボランティア団体、地縁組織、地域の住民相互による助け合いの力が必要とされて参りました。

当村に於いても一人暮らし高齢者世帯が増える中、認知症の人が地域に普通に居る時代になりました。地域を維持する上で、住民同士の主体性のある助け合いが重要となり、この気運を広めることが、これからの社協の任務でもあります。助け合いは誰かのためだけではなく、自分のためでもあるとして、地域の方々と一緒に考えて取組みたいと思います。

また、平行して法人運営上の大事な財源となる介護報酬の安定性を確保するため、財源基盤の強化及び、今後の施設の定員の見直し等の組織体制も検討するとともに、職員同士の連携を更に強化し、各事業所に於いて人材育成の強化、職員ひとり一人の資質の向上を図り、利用者に優しいサービスの提供を積極的に取り組み、地域を支える村の福祉の拠点として努めて参りたいと考えております。

＜30年度事業の重点項目＞

- 地域のニーズ、声を反映した協働型地域づくり「日頃からお互いに見守り、助け合う」の推進及び拡大を図る。
- 国の助成金を活用し、給与規程の再構築を検討して、若い職員の職場定着及び

職員全体のモチベーションアップを図る。

■ 資格支援制度の活用

前年度同様資格支援制度を活用し、主に介護福祉士の取得を促進し、もって職員の資質向上を図る。

■ 新規人材確保の推進

各学校への訪問及びホームページ・村 CATV 及び村内回覧、新聞の折り込ちらし等を利用するなど人材の確保に努めます。

■ 行政との連携

福祉の充実・向上を図るべく社協の運営状況を随時報告し、今後も行政と連絡を密にしていきます。

各拠点の取り組み

<本部拠点>

法人運営

- ・理事会・評議員会の開催
- ・拠点相互連携の強化（月1回連絡会議開催）
- ・職員ひとり一人の資質向上、育成（資格取得の推進及び各種研修会への参加）
- ・全職員が協力し合い、効率的な事業運営に努め、組織力、運営の強化を図る。
- ・全体職員集会の開催

・宣伝普及

- ・社協だよりの発行（年2回）
- ・ホームページによる情報公開
- ・CATV によるボランティアの募集

地域支援サービス福祉活動推進事業

・家族介護者交流事業

在宅で介護をされている介護者の皆さんに、日ごろの慰労と、介護者相互の交流を深める目的で、介護者の集い交流会を開催します。

・ボランティア育成事業

飯伊ブロックボランティア交流研修会への参加推進

村内ボランティア交流会の開催

・福祉相談事業

県の生活福祉基金貸付事業、マイサポ及び日常生活自立支援の相談、受付対応

在宅福祉サービス事業

・外出支援事業

道路運送法により、公共交通機関を利用することが困難な地域の高齢者や障害者に福祉バスとして運行し、外出の利便を図る運送手段として、村からの委託により事業を実施します。

(月) 原地区 46日 (水) 神原地区 49日 (金) 上平地区 48日

年間稼働日数 143日 利用料金 往復200円

介助員が必要な場合は、その都度対応

・地域協働型サロンの構築

＜自らが自然な形で介護予防が出来るような参加型地域サロン＞

村関係部局とも連携をとり、地域のニーズや希望を反映した無理のない集いを開催し、ひとり一人に笑顔を取り戻せるような企画で、地域を明るくする事と、参加者全員の心身のリフレッシュ及び独居高齢者の孤立解消や生活のマンネリ化防止を図り実施する。

ア. 向方地区「老人憩いの家」＜仮称＞“向方生き生きサロン”

イ. 大河内地区「大河内多目的集会施設」“大河内ふれあい会”

ウ. その他 神原方面ニーズが見込まれる地域

・配食サービス事業

＜宅配弁当＞ (週2回 火・木) 1食 500円

食は生きる糧でもあり、生きていく上で大変重要なことでもあります。宅配弁当をお配りし、一人暮らしの高齢者の食の確保と安否確認を兼ね実施します。楽しみに待っていてくれる家庭へ食事を渡しながらその方の状態を把握して、必要に応じて村の福祉担当へ繋げていくようにします。本人に嫌がられない範囲で人間関係を築き、さりげなく見守るようにし、在宅で暮らしていくことの保持ができるようにサポートします。今後は現行の平岡地区のみならず神原方面へ宅配弁当のエリア拡大を検討していきます。ただ、活動を安定的に継続するためにも、収支の予測を立てるなど、健全な経営が必要とされます。営利は望めない中、ボランティアの協力も推進しな

がら、できるだけコストを抑え、継続できる範囲内での事業展開を視野に入れ運営していきます。

<お達者総菜> (月2回 第2・第4 金曜日) 1パック 200円
味の開発研究会へ調理を委託し、季節の野菜を取り入れたおかず(揚げ物・煮物・酢の物・漬物など)を配達ボランティアが家庭へお配りし、高齢者とコミュニケーションを図ることで、孤立防止や自立継続の支援を図ります。また、年末にはケーキなどを添え、喜ばれる工夫を取り入れ実施します。

共同住宅管理受託事業

高齢者生活福祉センターの運営に関し、村から委託され管理を行ないます。入居者の現状把握に努め、村住民課とも連絡を密に行い、日常の安心と安全の確保に努めます。熱中症予防の対策等、季節に応じた支援及び避難訓練の実施などを行ない災害時に備える等計画実施すると共に、明るく居心地の良い生活が出来るような配慮を心がけたサポートを行ないます。

共同募金配分事業

共同募金配分金が年々減少する中で、有効性・福祉要素の高い分野への配分を視野に入れ、地域に喜ばれる事業を展開させていきます。

その他の団体事務局

遺族会・老人クラブ・身障協・婦人会
各種団体の事務局を担当し、団体の活動を側面から支援します

訪問介護事業

利用者及び利用者の家族の希望を反映した介護サービス計画(ケアプラン)に基づき、できる限り最後まで住み慣れた自宅で暮らせるように、各事業所・担当ケアマネージャと連絡を密にし、寄り添ったサービスを提供します。

訪問生活支援事業

介護保険制度に当てはまらない高齢者の買物・調理・掃除・洗濯などの生活援助を行ないます。遠方に暮らす家族に代わって、日常の良き話し相手となり孤立防止を図ります。

通所介護事業

地域密着型通所介護事業所となって3年目を迎え、より地域に根差した事業所として、利用者、介護者の皆さんが安心して在宅生活が続けていけるよう柔軟なサービス作りに努めます。介護予防サービスも村の新しい総合事業に移行する中、介護予防にも一層力を入れ、村とも連携をはかり、サービスについても検討していきたいと思えます。通所を通して他の利用者との交流を図る事により、在宅の高齢者の生活にメリハリを持っていただくとともに、能力に応じた個々の生活を保持できるように努め、当デイサービス事業の運営方針である〈親切に・丁寧に・誠実に・安全に〉を遵守し介護の実践に心がけ、利用者の生きがいとなる施設を目標に、変わらぬ良質なサービスを提供できるよう、月2回程度の運動教室の開催、その他の利用日には室内レクリエーションを取り入れる等工夫します。

介護保険制度改正により厳しい運営の中ではありますが、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう関係各機関と連携し、地域のニーズに応えられるような良質なサービスの提供の確保、多様化する利用者に行き届いた支援が出来るよう努めて運営をします。

生きがい活動通所介護支援受託事業

村の総合事業へ移行していく中、対象者数は減っていますが、介護保険の対象とならない方も抜け落ちることなく、サービスを受けられるよう村の地域包括支援センターと連携を図り、高齢者の生活の支援となるよう通所介護サービスを実施し、家庭内でも生き生きとした生活が続けられるように、健康体操、レクリエーション等楽しみながら出来る健康維持に有効なサービスを行います。

介護支援事業

住み慣れた地域で、その人らしく最後まで安心して暮らすことができるよう、変化する身体や生活状況に応じ、その都度、意向をお聞きしながら、医療や関係機関、各種団体、ボランティア、住民の方々との連携をさらに密にし、わかりやすいサービス内容、ケアプランを提供し、支援を行います。

＜特養拠点＞

特養の建設から30年余り経過し、設備機器等の老朽化が各所に現れています。不具合の有る箇所については村へ改善要望をすると共に設備機器等の定期点検に基づき早期に対策をする事により、修繕費が増大する前に修理等対応し、利用者の安心安全を図ります。

設備面で、居室エアコンの老朽化が目立ってきており、エアコンの稼働状況について注視して参ります。

指定介護老人福祉施設事業

平成30年4月の介護報酬改正に伴い、指定介護老福祉施設に付いては、若干の給付費増が図られました。但し27年改定に伴う落ち幅の回復には至っていません。近年入所待機者数が減少傾向にあるなか、収入面において大変厳しい運営が予想されます。今後当施設で取得できる「加算」の研究を綿密に行いプラスアルファの付加価値が取れるよう取り組みます。また、入所者の健康管理に取り組み入院等による給付費の減額を極力少なくするよう努めて参ります。

また入所者の処遇については、介護支援専門員の適切なケアプランに従い、明るく、楽しく、安らぎのある生活の場となるような介護サービスを提供し、四季折々の行事や季節感のある食事を提供するなど、利用者それぞれの「生活の場」として、心のこもったサービスの提供に努めます。

また、介護事故の発生防止に努めるとともに、介護技術等の研修により職員の資質向上を図り、介護福祉士等の資格取得を積極的に推進します。

短期入所生活介護事業

平成30年4月の介護報酬改正により逆に給付費が減りました。平成29年度において、経営健全化の大きな牽引事業となっていましたが、今年度に於いては若干の陰りが危惧されます。また、村内在住者の短期利用者が減少傾向にあるため、今後は益々近隣関係機関との連絡をより密にし、ロスの少ない短期入所生活介護事業の実施に努めます。本事業は要介護者の在宅介護によって生ずる家族の様々な負担の軽減を図るとともに、利用者及び利用者家族の安心と、癒やしの期間となるよう親しみ深く接し、親切で丁寧な対応により、利用者の身体機能低下防止や感染症の予防に努め、寂しさを感じる事の無い楽しい日々となるサービスを提供します。

＜養護拠点＞

平成30年度においても、措置事業に加え介護保険事業を併用し、利用者一人ひとりのニーズと意思を尊重し、可能性の実現と生活の質の向上に努めていきます。平成27年度頃より入所者定員を下回る状況が続き、それにより安定した収入の確保が難しい現状に直面し、対策を検討しましたが、一様に収支状況を好転させるには至らない制度上の問題もあるため、より関係機関と連携を図りながら定員確保が出来るよう努めます。しかしながら、入所者不足に加え、職員不足も深刻な問題になっており、近い将来においては、定員見直しを、村当局を交え検討し、実施しなければならない時期にきています。

以上の状況の中でも、利用者へのサービスについては低下することなく、利用者それぞれの状態、能力に応じ、希望に沿った日常生活を安心して送ることができる施設となるよう努めます。

措置事業

措置事業では、おおむね 65 歳以上で、身体の衰えや家庭の事情、経済的な理由により居宅での生活が困難な高齢者を対象に、入所者が自立した生活を営むことができるよう支援します。

特定施設入居者生活介護事業

特定施設入居者生活介護事業では、養護老人ホームの入所者で、要介護者・要支援者を対象として行われる、日常生活上の介助、機能訓練、療養上の介護を受けながら、介護保険を適用し、日常生活が送れるよう支援します。

短期入所生活介護受託事業

短期入所生活介護受託事業では、家庭で高齢者の介護をされている方が、冠婚葬祭、病気、事故、介護疲れ等の理由により、一時的に介護できない場合に短期入所してもらい、家族に代わり介護します。また、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活が送れるよう、自宅にこもりきりの孤立感の解消や心身機能の維持回復を図り、家族の介護軽減を支援します。